

# 戦後の和泉市域における綿スフ織物業の経営史的分析

——森織布株式会社を事例に——

佐賀ゼミ 8 期生

経済学部 3 年	磯 貝 健 大	経済学部 3 年	吉 岡 龍
経済学部 3 年	牛 尾 友 彦	社会学部 3 年	乾 重 理
経済学部 3 年	沖 原 千 尋	社会学部 3 年	大 塚 英 樹
経済学部 3 年	木 村 有 里	社会学部 3 年	笠 原 麻 由
経済学部 3 年	鈴 木 翔 大	社会学部 3 年	加 茂 悠 奈
経済学部 3 年	西 村 友 希	社会学部 3 年	熊 谷 五 月
経済学部 3 年	福 永 航	社会学部 3 年	坂 野 峻 也
経済学部 3 年	水 谷 成 人	社会学部 3 年	中 村 友 香

〈目次〉

1. 課題と視角
2. 森織布の沿革概略—森弘光氏への聞き取りから
3. 委託加工契約と会社経営の実態
4. 経営状況の長期的推移—決算報告書から
5. 従業員の状況—「従業員社会保険有資格期間」から
6. 結論

## 1. 課題と視角

本論文は、戦後、和泉市域に展開した綿スフ織物業について、平井町に所在した森織布株式会社での現地調査にもとづいて、その経営実態を明らかにするものである。

**先行研究について** ここでは、まず戦後の泉州地域における綿織物産業の展開についての先行研究として、三宅順一郎「泉州綿スフ織物工業」<sup>1)</sup>を紹介し、検討する。三宅論文は、政府が繊維産業を対象として進めた構造改善

事業の問題点にも触れながら、泉州地域の綿スフ織物業の1970年代半ば時点での現状と課題について論じた。

戦後日本の繊維産業は零細性、社会的分業体制による賃加工（賃織）生産形態、産地形成などの特質を持っていたが、1965年頃から工業生産に占める比重が低下し始め、「衰退産業」化した。大阪府の南部に広がる泉州地域は、全国三大機業地の一つであり、各種繊維製品の集团的産地であった。しかし泉州地域は、中小工業のスプロールの進出が進んだため、地域経済における繊維、特に綿スフ織物の地位は、1975年の時点でなお大きかったものの、次第に低下の傾向にあった。特に、泉州機業地の中心と言える和泉市では、繊維の出荷額比率は全産業の61%と高く、綿スフ織物は繊維の出荷額の約44%を占めたが、綿スフ織物以外の繊維製品は、流通のほとんどを大阪市内の商社や原糸メーカーに握られていたため、綿スフ織物や市内の婦人子供服団地とはまったく縁がないという状況であった。

また綿スフ織物などの繊維産業では、1950年代後半以降、政府が構造改善事業<sup>2)</sup>を進め、設備の近代化や経営規模の拡大を目指したが、これは主として物理的な生産手段に力をいれたものであり、1970年代以降は「垂直的グループ化」がなされたこともあって、実際に利益を得たのは原糸メーカーや総合商社系列に属する大手企業のみであり、小零細企業は、その波に乗ることができなかった。こうした小零細層では、家族を中心とした雇用形態も多く、経営が「生業」的であるため再編も難しかった。にもかかわらず、1970年代にこうした零細層で新規参入があった。その理由は、労働力不足や経営採算の悪化による家族労働力中心の「生業」層への転落と、農業や繊維関係雇用の新規参入が「国際化」の影響の少ない小幅部門を中心にかなり見られたことにある。佐賀ゼミが2008年の調査で取り上げた藤原一男氏の工場<sup>3)</sup>もこのケースにあたると言ってよい。また泉州地域の繊維業者では労働者不足の問題が深刻で、そのしわ寄せにより高齢層の業主や家族従業員への負担が大きかったが、これが逆に小零細経営の存続の支えにもなった。

また三宅氏によると、賃織生産の内容からみた泉州地域の特徴は、紡績・

化繊メーカーの比重が大きかったことにある。本論文が取り上げる森織布は、その典型例と言ってよい。原糸メーカーの賃織は、和泉市域では大手に集中しており、産地構造の頂点部分を外部の巨大資本が握っていたため、構造改善事業の効果もこの層に集中したと三宅氏は指摘する。

しかし、1960年代以降、発展途上国の繊維産業が綿スフ、合繊織物の面で急速な成長をとげ、その製品と競合する泉州の繊維産業は衰退を早めた。

このように、泉州地域とりわけ和泉市内の織物工場には、経営規模による格差が存在し、森織布は、こうした中小企業の中では比較的規模の大きい工場であったといえるが、繊維産業全体の不況の影響を避けることはできなかったと考えられる。

以上のように、三宅論文では、泉州地域の綿スフ織物工場の群としての特徴を明らかにし、その内部の格差にも触れながら構造改善事業の問題点も指摘しており、参考になる。しかし、個別の企業経営の実態にまでメスを入れたわけではない。そこで、本論文では、一次史料を用いた個別工場の具体的分析に取り組みたい。

次に、2009年度に発表された佐賀ゼミ6期生の論文「昭和30～50年代の和泉市内における織屋について」<sup>4)</sup>にも触れておく。池田下町を対象に、毛布と白木綿の零細工場を分析した同論文では、以下の点が明らかにされた。

第一に、泉州地域の中でも和泉市は零細な下請け賃織が広がった地域である。織物工場の多くが農業との兼業であり、零細工場が多く、家族とわずかな従業員で経営されていた。織布だけでなく紡績や整経などの関連業も地域には存在しており、地域全体で生産を支えていたことが明らかになった。第二に、織物工場を新しく創業し、営業を続ける上では町内における親戚関係や知人関係も一定の役割を果たしており、特に池田下町では織機の据え付けに関わったブローカー的人物の存在が重要であった。すなわち、和泉市内の織物工場は、多くが下請け賃織を行う零細企業であり、従業員は家族や親戚、知人を主体とする小規模なものであったことが、具体的な地域と事例に即して明らかにされたのである。

しかし、同論文には問題点もある。第一に、素材のほとんどを聞き取りによっており、織物工場経営の正確な時期的変化が明らかでないこと、第二に、毛布を中心とした家族経営レベルの零細企業のみを扱っており、中規模工場の実態は不明であることなどである。そこで本研究では、同じ賃織でも、やや規模の大きい工場の事例を具体的に分析したい。

**調査の概要** 本研究のため佐賀ゼミでは、訪問調査と合宿調査の計3回を実施した。

①池田下町・藤原一男さんの工場（建物調査）

ベルト式・モーター式の織機，動力機，管巻機のスケッチ・撮影

②2010年7月4日（日）訪問調査

平井町・森弘光氏の聞き取り調査（株式会社タイヨウ事務所2階）

株式会社タイヨウの工場跡の建物調査（工場見学ほか）

森織布関係史料の現状記録調査（A・C班：事務所2階，B・D・E班：倉庫）

③2010年9月21日（火）・22日（水）合宿調査（桃山学院大学）

森織布関係史料の目録作成作業

以下の各章では、経営者への聞き取り内容、一次史料からわかる賃織や会社経営の実態、長期的な財務状況の推移、従業員の状況の順で考察を進める。

（福永航・中村友香・加茂悠奈）

## 2. 森織布の沿革概略—森弘光氏への聞き取りから

この章では、森織布株式会社の廃業時の社長であった森弘光氏（昭和15＝1940年生まれ）に対する聞き取り（2010年7月4日実施）の内容を紹介する形で、森織布の創業から廃業までの歴史について、概略をおさえておこう。

**創業から廃業まで** 森弘光氏の祖父にあたる森国松氏が創業したとされ、最初は蚕を飼って生糸を紡いでいたが、のちに織物工場にした。弘光氏の父である森廣次氏の代には「森廣織布」となった。倉庫には「森廣織布平

井工場」という金属製の看板が残されている。弘光氏は幼い頃に浦田町にあった工場に行き、そこでよく遊んだ記憶がある。

そして、戦後の昭和29年（1954）ごろに森織布株式会社になった。昭和59年に織物業は廃業したが、その前の52～53年頃から廃業後の平成元年（1989）ぐらいまではワインダー（織物用の原料糸を「チーズ」の形に巻く仕事）をやっていた。そして、昭和50年代（実際には昭和40年代）から3回にわたって政府に織機を買い取ってもらった。

弘光氏が17歳の時（昭和32年）に、父の廣次氏が亡くなり、その時から会社に入った。当時、営業は、社員の藤原照夫氏がしており、会計・取締役・経営は、父の姉と兄の英博氏が行っていた。弘光氏は、若い頃には納品などのため運転手をよくやっていた。

森家は、田と畑のほか、山林も所有していた。山ではみかんや柿を育て、工場裏のあたりに6～7反ほどの畑を持っていた（現在も4反ほど所有）。森織布も、厳密に言えば兼業だったことになる。

**東洋紡との関係** 昭和29年ごろに、東洋紡が下請け業者を探し、泉州織物協同組合の紹介もあって、東洋紡に売り込み、東洋紡と下請け（賃織）の契約を結んだ。東洋紡との契約で安定感を得ることができ、原料の価格変動に左右されることが少なく、信用価値も上がると考えたためである。また、東洋紡と森織布の関係は「下請け工場」とはいわず、「東洋紡連携工場」だといわれた。

森織布以外の下請け工場として、泉北地域には和泉市芦部町の芦部織布、岸和田市包近の井坂織物、堺市鳳の鳳織布があった。鳳織布の規模が一番大きく、工具は300名程度であった。その他の工場は森織布も含めて100名程度の中規模工場であった。

**製造品の種類** 原料糸は全て東洋紡から支給され、品質も東洋紡基準であった。製品の納品先は東洋紡の守口の洗工場で、そこで晒しの工程を行った。また、輸出品の納品先としては梱包場である堂島の富士梱包という会社もあった。

製品の種類は広巾織物で、木綿ならシャツや浴衣などの織り目が簡単な生地や、高額なものだとハンカチやワイシャツなどの生地があり、綿と化学繊維の混合で、ちりめんのような形に織り上げたステテコの生地もあった。また、のちに扱った輸出品では、ハワイから日本まで引かれている地下の通信用電気ケーブルに巻く布である化学繊維のような特殊な製品もあった（これも東洋紡の製品）。製品は、東洋紡がその時期ごとの市場の動向や下請け工場の技術も見ながら発注しており、新製品の見本をつくる注文が入ることもあった。

**平井整経協同組合** 森織布で使用する原料糸のうち、経糸を整経する工場として、森家が創設したのが、平井整経協同組合である。森織布で使用する糸以外に、他の織物工場で使用する経糸も整経した。そのことを「新巻き」という。平井整経は24時間操業していた。森織布は平井整経ができる以前は、他の会社に「賃巻き」を依頼していた。原糸はすべて東洋紡から支給された。「賃巻き」は、ビーム（経糸を巻く軸）に糸を巻き、糊づけを行うものである。織機にかけるビームに巻く経糸の本数は製品によって決まっているので、それに合わせて整経を行い、チーズから糸を巻き、経糸を並べる。

**製造機械について** 森織布の工場内には44インチの織機170～180台、60インチの織機50台、75インチの織機30台（合計260台ほど、いずれも広幅）があり、管巻き機10台ほど、「ヤールトリ」（布をたたむ機械）、検反機、経糸を繋ぐ機械、コンプレッサーなどがあった。織機は工場建物（現存）に入口から入って左右の向き（東西方向）に長い形で配列されていた。東側の天井部にモーターがあり、44インチ、60インチはベルト式で天井に設置されたシャフトから動力を伝えられる形で、75インチのほうは、自動織機であった。管巻き機は7～8台ほどが建物の入口から遠い側にやはり東西方向に一列並んでおり、これもベルト式であった。この管巻き機を動かしていたのは専門の女工で、年配で少し賃金は低かった。また織機を動かしていたのは若い女工たちであった。

44インチの織機と75インチの織機は新品を自前で揃えたが、60インチの織

機は、東洋紡の伊勢の工場が昭和34年の伊勢湾台風で水に浸かったために、安く払い下げてもらったものを50台入れた。実質もらったと言ってよいほどに安価であった。44インチの織機と、75インチの織機は、その後、廃業まで使った。

平井整経協同組合の工場内には、サイジング(糊付けする大きな装置)、攪拌機、経糸を巻くための大きな整経機(幅が3.5～4m弱あった)が2台、ボイラー5つ、以上4種類の機械があり、タンクのほか、ボイラーからの煙を排出する煙突もあった。

**工場の人員と作業分担など** 森織布では、多い時で従業員が160人ほどいたと記憶している。その8割が女性であった。作業分担は、織機担当(織り手)と管巻き機担当などがあった。従業員は織機担当(織り手)が最も多く、管巻き機担当は、年配の人で賃金が少し低かった。儲かっていた時は24時間操業しており、その当時は8時間交代だった。また平井整経協同組合の従業員は7～8人で、すべて男性だった。こちらも24時間操業していた時期もある。

**従業員・寮について** 工場敷地内に1棟(女子寮)、納花の自宅の近くに2棟、柑橘試験場(納花町)の近くに1棟の計4棟の従業員寮があり、遠方(鹿児島、高知など)から来た女工が寄宿していた。中学卒の(15～16歳)女工が、寮に寄宿して働いていたが、彼女たちは定時制高校に通わせ、生け花なども習わせていた。女子寮は、3～4人の相部屋で6畳ほどだった。他方、通勤工具は付近の納花、平井などのほか横山などに住んでいた。弘光氏は、近所の女工たちをトラックで送り迎えすることもあった。工場敷地内には浴場や食堂もあった。浴場はけっこう広く、食堂では賄い担当の従業員を2人ほど雇っていた。

織物業が盛んだった頃は織手の需要も大きかったので、森織布の織り手は技術が高かったこともあり、引き抜きも少なくなかった。また労働基準監督署が深夜労働などをチェックしに来ることもあり、あわてて操業を止めるようなこともあった。

**小括** 以上の森弘光氏の聞き取りで注目されるのは次の点である。第一に、森織布は多い時期には織機260台、女工160人を抱える比較的大きめの中規模工場であり、平井整経という事実上自前の会社と言ってよい工場をつくり、整経部門も確保していたことが注目される。第二に、戦前以来の工場であったが、戦後の比較的早い時期から東洋紡の下請(賃織)工場(「連携工場」)となり、ほぼ一貫してその地位であり続けたことにも注目しておきたい。

(水谷成人・木村有里・熊谷五月)

### 3. 委託加工契約と会社経営の実態

本章では、森織布が東洋紡績株式会社などと結んでいた委託加工契約(賃織の契約)の内容やその変化と、各時期の事業概況説明書などからわかる会社経営の実態について見る。

#### 1) 委託加工契約について

この節では森織布が東洋紡などとの間に結んでいた委託加工契約について分析する。

**東洋紡との委託加工契約の変遷** まず森織布と東洋紡とが結んだ契約について、森織布関係史料金庫2-17所収の「東洋紡績契約書綴」<sup>5)</sup>などから拾うと、以下の通りである。

- ①S35.4.26 委託加工契約書
- ②S35.4.26 賃貸借契約書
- ③S35.10.26 協定書1 (S35.4.26付 賃貸借契約書)
- ④S36.7.10 協定書2 (                    ♪                    )
- ⑤S40.4.24 売買契約書(契約書控等)(金庫1-53下9より)
- ⑥S50.11.15 付属協定書(S42.1.5付 委託加工基本契約書)
- ⑦S50.11.15 解約確認書(                    ♪                    )

以上の流れを確認した上で、各契約の内容について説明する。

**委託加工契約の内容** ①の委託加工契約は、昭和35年に東洋紡取締役社

長である谷口豊三郎と森織布の森英博との間に結ばれた賃織に関する契約で、21か条ある。その内容は表3-1に整理した。ここでは、原糸は東洋紡から森織布に引渡すとされ(第1条)、東洋紡が加工委託をする際には品量・品質・数量と納期等に関する指図書が示される(第2・3条)。原糸は原則として森織布で受渡され、仕上品や屑物は東洋紡が指定する場所で受渡された(第5条)。森織布は、原糸やその仕掛品・仕上品・余剰品・屑物等に関する帳簿を備え付け、その収支を明らかにする義務があり(第6条)、東洋紡が必要と考えた場合、いつでも森織布の工場、作業、原糸やその仕掛品、仕上品、余剰品、屑物等の調査を行い、関係帳簿を閲覧できるとされ(第7条)、棚卸(在庫)も同様とされた(第8条)。

加工賃について、東洋紡は森織布から仕上品の出荷を受けた時、その数量と品質を確認した上で、別に定める加工賃を森織布に支払うこととなっている(第10条)。つまり、ここでは実際の加工賃については明記されていない。森織布が東洋紡から引渡を受けた原糸及びその仕上品・仕掛品・余剰品・屑物等は、全て東洋紡の所有物とされており、森織布の判断で他に売却、譲渡、転用などをすることはできなかった(第12条)。また東洋紡が承認した場合以外には、森織布は他の賃織業者に下請をさせることはできないと明記している(第13条)。また森織布が所定の基準を超えて格落品を生じさせた場合、それにより東洋紡が被った損害を森織布は賠償することも定められ(第14条)、森織布は仕上品の納入後も委託加工製織上の瑕疵について、責任を免れないとされていた(第15条)。

最後に、森織布が東洋紡と結んだ契約に違反した場合、東洋紡は直ちに契約を解除し、東洋紡が被った損害の賠償を森織布に請求することができるとされた(第17条)。

**賃貸借契約と付属協定書** ②～④は、①の委託加工契約と同日に結ばれた織機などの賃貸借契約と、それに関するその後の協定である。昭和36年7月の協定書2の段階で、森織布は東洋紡から月額金29,130円で普通織機60幅58台、モーター60台、スイッチ58台を貸借していたことがわかる。

昭和40年の⑤は、東洋紡と森織布が締結した売買契約書であり、その売買物件目録によると東洋紡が森織布に対して、普通織機60幅58台、同上用のモーター・スイッチ60台、登録権58台分、新登録権20台分を金3,770,000円で売却している。その支払いは同年5月25日から20か月間の均等分割で毎月188,500円を東洋紡が森織布に対して支払う加工賃から差し引き、41年12月25日をもって決済完了とした。ここで売却された織機の台数等を昭和36年の協定書2（④）で貸借されている織機と比較するとほとんど一致する。こ

表3-1 東洋紡との委託加工契約書の内容（昭和35年4月26日）

条目	内容
第1条 (加工(製織)の委託)	甲は、甲所有の原糸を乙に引渡して織布の加工(製織)を委託し、乙は、これを受託する。
第2条 (品種、数量等)	乙が加工(製織)すべき品種、数量、品質及び納期等については、甲が乙に加工(製織)を委託する都度発行する指図書により定める。
第3条 (指図書)	乙は、甲の指図書に基き、誠実に加工(製織)を行い、もし甲の指定に従い得ないときは、速かに甲に通知して指示を受ける。
第4条 (保管、受渡)	乙は、甲から引渡を受けた原糸及びその仕掛品、仕上品、余剰品、屑物等を善良な管理者の注意をもって保管するとともに受渡しする責を負う。
第5条 (受渡場所)	原糸の受渡場所は、原則としてこの工場とし、仕上品及び屑物の受渡場所は、甲の指定する場所とする。
第6条 (帳簿の備付)	乙は原糸及びその仕掛品、仕上品、余剰品、屑物等に関する帳簿を備付け、その収支を明らかにする。甲は、必要と認めるときは、前項の帳簿の用語、様式、記入方法等について定めることができる。
第7条 (調査)	甲及び甲の指定する検査員は、必要に応じ、何時でも乙に対し、工場、作業、原糸及びその仕掛品、仕上品、余剰品、屑物等の調査並びに関係帳簿の閲覧をすることができる。
第8条 (棚卸)	甲は、必要と認めるときは、原糸及びその仕掛品、仕上品、余剰品、屑物等の棚卸を行うことができる。
第9条 (報告)	乙は、受託加工(製織)の進捗状況を甲に報告し、その他甲の求める報告書を甲に提出する。
第10条 (加工賃)	甲は、乙から仕上品の出荷を受けたときは、仕上品の数量及び品質を確認の上、その数量に対して、別に定める加工賃を乙に支払う。但し、その支払いについて、別に定めがあるときはそれによる。
第11条 (保険)	乙が甲から引渡を受けた原糸及びその仕掛品、仕上品等に対する保険は、甲において附保しているため、乙は、これ等に附保しない。
第12条 (余剰品、屑物等)	乙が甲から引渡を受けた原糸及びその仕上品、仕掛品、余剰品、屑物等は、すべて甲の所有に属するものであるから、その処置については、乙は、一切甲の指図に従い、乙において乙に売却、譲渡又は転用することはできない。
第13条 (下請)	乙は、甲から受託する加工製織作業を他に下請させることはできない。但し、甲が特に必要と認め、あらかじめ承認した場合に限り、受託加工製織の一部又は全部を他に下請させることができる。前項但書の場合においても、この契約上乙の負担する義務については、何等の変更はない。
第14条 (格落品)	乙の責に帰すべき事由により、乙が所定の基準を超えて格落品を生ぜしめた場合は、乙は、これがため、甲がこうむった損害を、甲に賠償しなければならない。乙が所定の基準を超えて原糸を使用し、又は屑物等を生ぜしめた場合も又同じ。
第15条 (瑕疵)	乙は、仕上品の納入後においても、委託加工製織上の瑕疵については、その責を免れることはできない。
第16条 (契約の解除)	甲及び乙は、やむを得ない事由により、この契約を解除する必要があるが生じた場合は、少なくとも3か月前に互に予告して、この契約を解除することができる。
第17条 (契約の違反)	乙がこの契約に違反した場合は、甲は、直ちにこの契約を解除し、甲のこうむった一切の損害の賠償を乙に請求することができる。
第18条 (保証人)	甲は、必要があると認めるときは、乙に対し甲の同意する保証人を定めしめ、同人をしてこの契約上、乙の負担する義務につき、乙と連帯してその責任を負わしめることができる。
第19条 (保証金等)	乙は、甲から要求があるときは、甲の定める保証金又はこれに代る担保品を提供しなければならない。甲は、前項の保証金又は担保品を、乙の責に帰すべき事由により、甲のこうむった損害の賠償に充当することができる。
第20条 (契約期間)	この契約の有効期間は、締結の日から向う1か年間とする。但し、期間満了1か月前に、甲、乙協議の上、この契約と同一条件で1か年の範囲内で延長することができる。
第21条 (疑義事項)	この契約書に記載のない事柄並びに疑義を生じた事項については、甲、乙誠意をもって協議の上定める。

備考：「東洋紡織契約書綴」（森織布関係史料金庫2-17）により作成。

れまで賃貸していた織機を森織布が東洋紡から買い取ったのである。

昭和50年の⑥は、42年1月5日付けの委託加工基本契約書の付属協定書とされているが、原契約書である42年の委託加工基本契約書については、該当史料が見あたらない。しかし、付属協定書を見ると、棉及び化合織紡績糸(混紡糸を含む)の製織が当時の加工委託の内容だったことがわかる。賃織契約形態は①の段階と変わった様子はない。

⑤と同じ日付の⑦解約確認書は、「東洋紡と森織布は昭和42年1月5日付で締結した付属協定書を、昭和50年11月15日をもって解約した。」とされている。

**加工賃について** 東洋紡から森織布への加工賃については、金庫2-1「織工賃通知書綴」からその通知の形式と内容を見ることができる。表3-2は、その一部を抜粋したものである。通知は、製品を区別する「契約No.」「品名」のほか、「巾」(インチ)、「@」「備考欄」という項目のある罫紙の形で、「@」が加工賃の単価(円・銭)である。加工賃の通知は、基本的に毎月行われ(一部2か月分をまとめて通知する場合も)、15日付のものが多い(ただし月によって多少異なる)。また、必ず用紙の最後には捺印がある。

製品と幅、加工賃の関係を見ると、当初、数か月分の記載では、幅と加工賃の関係がほぼ対

応しているのが基本であったことが読み取れる。また最下端的E 2506A～E 2627Aのように、品名が同じでも契約No.が異なる場合がある。同じ史料には昭和36年1月27日に「試織工賃の件S

表3-2 東洋紡からの加工賃通知書の記載例  
(昭和35年10月20日付け)

契約No.	品名	巾	@	備考
AP10-3-p	TCB 4024	54"	1320	
AS 802	F 132	38"	850	
AS 803	FD 321	39"	930	
AS 804	F 126	58"	1500	
AS 805	F 135	675"	1850	
E 2506A	TCB 4055	53"	1500+100	
E 2546A	TCB 4055	53"	1500+100	
E 2627A	TCB 4055	53"	1500+100	
	(中略)			
			(印)	

備考:「織工賃通知書綴」(森織布関係史料 金庫2-1)による。

35.12.26以降契約分はA100%, B90%, C80%以上に変更します。」と記されており、表にもある品名FD321(巾39”)の加工賃が、同年1月15日の通知から単価が「1050」(10円50銭)になっており、1円20銭値上がりしていることが確認できる。後の時期になるほど、幅と加工賃の関係は一律でない傾向が強くなり、より多様な織り方、品質の商品が注文されるようになったと考えられる。

**東洋紡以外との委託加工契約** 次に、東洋紡以外との委託加工契約も存在したことが今回の調査で確認されたので、それを紹介しておく。まず昭和30年代の比較的早い時期の事例を見よう。昭和30年7月25日、森織布は池藤織布株式会社との間に7つの条項をもって綿布委託契約を締結している(「[昭和30年代重要書類綴]」金庫1-10)。契約書では、森織布は、池藤織布が独自に計算した量の原糸を受け取り、製品を加工するとしており(第1項)、原糸に関する管理や品質保証、原材料や製品等に関する不正行為、不注意によって生じた損失は、すべて森織布が負担するとされた(第2項、第5項、第6項)。

またその際、森織布は池藤織布から借金をしたようで、納花にある森家の自宅(宅地112坪)や建物(木造瓦葺平家建居宅1棟、建坪70坪5合5勺)などをその担保としている。

一方、昭和50年ごろに森織布は、オートリ織布株式会社、新興産業株式会社、工業繊維株式会社と相次いで委託加工契約を締結した。いずれも基本的な賃織契約の規定には東洋紡と違いはないので、東洋紡と異なる点に絞って、それぞれの契約内容を見る。

まず工業繊維株式会社の場合(昭和50年2月28日)、基本契約とは別に個別契約があり、交付する原材料の種類、規格、数量、受渡方法および支払う加工賃の額については、加工取引の都度、双方の間で協議決定する、などとされていた。さらに、この契約では、工業繊維株式会社の都合、一般経済界の景況や森織布に対する「与信」の低下、その他の事情により、いつでも契約の解除、取引の一時停止または制限、取引方法の変更をすることができる(11

条)という条項があり、契約の期限はあらかじめ決まっていなかった(14条)。工業繊維の場合、一方的に契約解除されることもありえたということになる。

次に、新興産業株式会社の場合(昭和50年10月24日)、やむを得ない事情や森織布の責に関わる理由で委託加工契約を完全に履行できない場合は協議の上、契約の全部または一部を解約、変更することができた(6条)。原料の引渡においては、引渡を受けた際、その都度遅れることなく検品を行い、その検査報告書を預かり証とともに5日以内に提出しなければならなかった(7条)。また、双方の間で生じた品質その他委託加工契約の不履行に関する事案については双方から仲裁人を出して合議により裁定するとしていた(17条)。

最後に、オートリ織布株式会社の場合(契約年月日不明だが昭和50年ごろ)、棚卸の際には、毎月1回双方立会の上で原料やその仕掛品、仕上品、余剰品等の棚卸を行い、各帳簿を照合して双方が承認印を捺印するとしていた(6条)。また契約の有効期間は東洋紡と同様1年間だが、期間満了の際、東洋紡との契約では1か月前に協議の上で延長可能とされていたが、こちらは協議をせず3か月前までに双方から書面による変更または解約の申し入れがない場合には自動延長される、となっていた(16条)。

以上のように、委託加工契約の内容は相手先によって微妙に異なっており、ここでは工業繊維との契約がより厳しい内容となっていたが、東洋紡との契約にも見られた下請け契約としての基本的性格という点では各社とも共通していた。なお、昭和50年前後に三つもの会社と委託加工契約を結んだ背景には東洋紡からの委託注文の減少という事情があったが、これについては次章であらためて触れよう。

**東洋紡以外との織機売買** なお、以上に見た3社との委託加工契約を含んだ書類の中に残されていた、綿工連による織機買い上げに関する史料にも触れておく。昭和49年11月20日、森織布は、日本綿スフ織物工業組合連合会(綿工連)に対して、実台数162台・換算数174台を保有しているうち48台の織機を売り渡したいという内容の「綿スフ織機売渡申込書」を提出した。これをうけ、綿工連と森織布、泉州織物構造改善工業組合は、「綿スフ織物業織

機買取廃棄実施要領」にもとづいて、50年2月27日に織機の売買契約を締結した。49年11月20日の誓約書では「織機の売買契約の成立の日から5年の間において買取直後の織機台数（織機設置制限規制に規定する換算値で換算した台数をいう。）をこえて織機を設置しないこと。この保証として買い取り価格の10%に相当する金700,800円也の保証金を泉州織物構造改善工業組合に差し入れること。私達が第1項に違反した行為をしたときは、私達が一切の責任を取り、前項の保証金を没収されても異議を申し立てないこと。私達が中小企業団体の組織に関する法律に基づく設備制限関係命令に違反することとなったときは、買取り代金に相当する金額の違約金を支払うとともに第2項の保証金を没収されても一切異議を申し立てないこと。」が記載されていた。

以上から、この売買契約は、綿工連・泉州織物構造改善工業組合との構造改善事業にもとづく過剰織機の買い上げ契約であったことがわかる。この買い上げによって森織布が所有する織機台数は実台数が162台から114台に、換算数が174台から126台になった。この昭和50年前後の事情についても、次章で触れる。

以上、本節では東洋紡や他社との委託加工契約や、それに関連して織機の売買契約文書について見てきた。森織布は、東洋紡との賃織契約を主体としてはいたが、経営初期の池藤織布に加え、昭和50年ごろには相次いで3社とも契約を結んでいたことが新たに確認された。しかし、東洋紡はもちろん、他の会社との契約を見ても、賃織の契約というものは、あくまでも下請け関係であって、森織布はそれぞれの相手先に従属する形で製織を行っていた、という基本的なあり方が確認できた。（沖原千尋）

## 2) 会社経営の概要—「会社事業概況説明書」から

本節では、森織布株式会社の第2期、4期、13～17期、19期の「会社事業概況説明書」と1968年の「営業案内」をもとに、昭和30～40年代の経営状況について検討する。

**第2期会社事業概況説明書** 第2期は昭和30年度である。説明書には「広巾綿スフ織物製造業会社事業説明書」という標題があり、法人の代表は「森廣次」となっている。

「事業の概要」という項目には「昭和29年12月29日設立以来、森廣次との貸借契約により、工場地一切の備品を借り受け東洋紡KKの賃加工により製品向上と生産向上に努力した結果、初期の目的は概ね達せられたが労務費の割高と生産高の向上には考えねばならぬ余地が充分ある。」とある。創業の目的は達成したが、労務費の割高と生産高の伸び悩みが課題であったというのである。

「取引過程」の項では、東洋紡の原糸100%を引き渡され出来上がった製品をその指定加工場にもっていくと説明され、「製造工程」は、経通、機掛、検反、碼量(ヤード単位で折りたたむこと)、精検、修正、仕上、受検、梱包、出荷の順に行われる、とされている。

「営業の規模」では、工場敷地が泉北郡南池田村平井309の建坪661.94坪、織機が236台、人員は142人、売上金額21,853千円とあり、建物は「借家」であった。取引金融機関は、泉州銀行鳳支店、三和銀行堂島支店とある。

表3-3は、この説明書にある月別の売上金額等の状況であり、これをみると、工具は毎月の出入りが多く人数が変化していることがわかる。また売上金額は年度の変り目である4月・3月のほか11月が多く、使用電力は冬期に上昇している。

次に、従業員の詳しい状況は表3-4にまとめた。上記の人数変化にもかかわらず5年以上の経験工具が20%以上いることがわかる。また工具以外の従業員も2人いた。

**第4期会社事業概況説明書** 次に第4期について考察する。第4期は昭和32年度である。4期については、2期との違いや新たな情報についてのみ紹介する。

まず工場の延坪数が802.71坪と2期と比べて拡大している。また糸の種類にはスフ糸と綿糸の2種類が記入されている。また従業員数も2期には140人

前後だったものが101人と大幅に減っている。労働力不足の状況がうかがえる。

また4期は使用機械の状況が詳しくわかる。織機などの名称・数量や作業能力については、表3-5にまとめた。ここからは各機械の性能やそれを担当する人数などもわかる。管巻機やリーチングマシーンなどは、1人1台のみだが、力織機や綾装置は1人10台ほどをみる計算になる。また織機ごとの作業能力の違いも注目される。

次に「営業成績の概要」に注目すると、「当社の生産品は、東洋紡績（株）の賃織であるので市況の影響は他社よりも少ないが、しかし32年度下半期の

綿紡の操短、織布業者の操短、市況の長期悪化の打撃は余りにも大きく、悪化に伴い製品の品質の程度、酷さにより、当社の技術をもってしても此の長期不景気には耐え難く当期は生産高の減少により収入面も減少し損金を生む結果」と記されていた。こうした長期不況により、借入金が増えた。借入金は4月の

表3-3 月別の売上金額・従業員数・使用電力(昭和30年度)

月	売上金額 (円)	月末従事人員			使用電力量 (kwh)
		工員	その他	計	
4月	2,318	151		151	47,260
5月	1,970	141		141	36,232
6月	1,691	138		138	36,744
7月	1,453	134		134	34,352
8月	1,322	135		135	32,796
9月	2,022	152		152	31,848
10月	1,375	157		157	35,020
11月	2,226	148		148	41,308
12月	1,976	139		139	46,440
1月	1,228	143		143	36,284
2月	1,915	136		136	39,756
3月	2,357	134		134	38,172

備考：第2期会社事業説明書（倉庫1-54より）

表3-4 従業員の状況（昭和30年度）

区 分・経験年数	期中平均 人員	百分比	能力比	
工員	10年以上	5	4	100
	5年以上	21	17	100
	3年以上	16	13	100
	2年以上	25	20	90
	1年以上	18	15	90
	1年未満	39	31	70
	小計	124	100	
工員以外	2			

備考：「第4期会社事業説明書」（倉庫箱1-54）により作成。

29,646千円から翌年3月には31,352千円と200万円も増加している。そのため損金を生む結果となった。

最後に「労働管理」については、作業定時間は10時間とされ、作業時間の管理は出勤簿等によって行い、作業内容の管理は、部門ごとに責任者を置いて行っている。また給与については「日給等のほか出来高による歩合給」とされている点が注目される。(大塚英樹)

**第13～17, 19期の会社事業概況説明書** ここでは森織布の第13～17, 19期の「法人事業概況説明書」(倉庫箱1-4)を見る。まずは三つの時期に分けて「営業成績の概要」の記述を中心に要約する。第13・14期(昭和41・42年度)には、繊維工業界は他産業への流出によって労働力不足が深刻化しており、特に若年労働者の求人が困難を極めていた。そのため生産低下に陥るだけでなく、納期不履行のための加工賃収入の低下、人件費と求人関係費用の増大、品質低下と諸物価の高騰などにより森織布は赤字決算を続けた。

次に、第15・16期(43・44年度)を見よう。15期の上半期は、前期に続き低調であったが、下半期からは業界好転の余波を受け、業績は徐々に回復し

表3-5 機械の名称・大きさ・作業能力・台数・作業人員等(昭和32年度)

No.	機械の名称	大きさ	形式・製作所名	用途	作業能力	台数	作業人員
1	力織機	44吋	豊田式N型	貫織	10時間×35y	196	19
2	力織機	75吋	豊田式N型	貫織	10時間×28y	36	3
3	綾装置	44吋	藤堂式3綾	綾貫織		80	
4	綾装置	75吋	4綾	綾貫織		36	
5	綾装置	75吋	3綾	綾貫織		18	
6	ストップモーション	75吋	藤堂式	経糸保護		36	
7	ストップモーション	44吋	藤堂式	経糸保護		192	
8	管巻機	60鍾	西村式	経糸巻替	10時間×130	1	1
9	リーチングマシーン	44吋	藤堂式	経糸通	10時間×8000本	2	2
10	管巻機	60鍾	東機式	経糸巻替	10時間×165u	5	5
11	リーチングマシーン	75吋	藤堂式	経糸通	10時間×8000本	2	2
12	検反機	77吋	三協式	製品検査	10時間×3500y	1	1
13	検反機	40吋	小南式	製品検査	10時間×3500y	2	2
14	碼量機	75吋		製品折量	10時間×6000y	1	1
15	電動機	15口	三相6極	伝導用		10	
16	電動機	3口	三相6極	伝導用		1	
17	電動機	0.5口	三相6極	伝導用		1	

備考:「第4期会社事業説明書」(倉庫箱1-54)により作成。

た。これに加え、1月度の契約分から親会社である東洋紡の加工賃も約8%アップし、それによって15期末において若干の収益を得た。16期には、加工賃が7月から約10%アップし、そのため総収入が年間400万円増加したが、生産が5%低下した上に、労働力不足に伴う賃金の上昇が、収益率上昇を抑え、利益の伸びが低くなった、としている。

最後に第17・19期(45・47年度)について述べる。19期は、「営業成績の概要」が未記入のため17期だけ見ると、17期上半期後半から繊維業界は不況の波をかぶり、10-12月期から1-3月期に急速に受注が減少した上、東洋紡からの加工賃も約20%ダウンした。さらに1月に入ってから組合の申し入れによる生産調整のため、一部織機の休機を余儀なくされ、生産数量と加工賃収入が大幅に減少した。一方、人件費の高騰などによって支出は前期を上回り、17期は決算において「若干の損失」が生じた。

以上から、昭和40年代は慢性的な労働力不足だったうえ、加工賃も時期によって大きな変動が見られた。加工賃が増加した年度でも人件費などの増加が収益率を抑え、利益につながらないことがしばしば見られた。決算においても多くの年度で赤字だったのである。

最後に、第2期の法人事業概況説明書や1968年(昭和43)の「入社案内」(金庫1-8④)の記述とも対照しつつ、従業員数や織機台数・内訳、収支状況などについて見ておく。

まず従業員数については、期を追うごとに減少傾向にあり、2期と13-17, 19期を比べると人員が100人近く減っている。いずれの期でもやはり女工の割合が高い。なお、15期(昭和43年度)の事業概況説明書と1968年の「入社案内」は同じ年のものであるが、従業員数は100人ほど違っている。「入社案内」では実際より多い人数を記したのである。

次に機械装置についてだが、大きな変化としては、13期から14期にかけて力織機75吋36台を売却し、代わりに自動織機90吋30台を導入したことが挙げられる。しかし、19期になると力織機44・60吋をそれぞれ数台減らしている。また製品名を見ると、13・14期では「綿布100%」とされているが、15-17期

には「金巾とタフセルを半々で製造」とあり、19期になると「綿スフ織物100%」に戻っている。

また月別の収支状況を見ると、月ごとの売り上げの差は大きくないことから、季節に関係なく東洋紡の指示通りに織っていたことが窺える。売上金額に注目すると13・14期は同額であるが、それ以外は毎期上昇している。また一部を除いて期末になると工具数が減少していることが記載されている。

本節では会社事業概況説明書から、昭和30～40年代のいくつかの時点における会社経営の実態を垣間見た。全体として経営状況は順調とは言えない不安定な状況であったことがわかる。そこで、次章では、より長期的な経営状況を探ってみよう。(吉岡 龍)

#### 4. 経営状況の長期的推移—決算報告書から

本章では、森織布の昭和29～50年度の決算報告書(倉庫箱1-4, 同1-54, 同1-61)から貸借対照表・損益計算書および製造原価報告書について判明する限りのデータを拾い上げて作成した表(分量が膨大なため本論文では割愛)をもとに、同社の20年以上にわたる経営状況を分析する。なお、昭和33・34年度はデータがなく、29-39年度は特別損益が不明であるため、この部分は除いた。以下、これらのデータをもとに支出、収入、収支状況の順で分析していく。

**売上高の推移** 表4-1は、森織布の損益計算書(昭和29～50年度)のう

表4-1 森織布の売上高(昭和29-50年度)

科目	昭和29-32年度		昭和35-38年度		昭和39-42年度		昭和43-46年度		昭和47-50年度	
	合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合
1.加工費	106,520,593	60.3%	155,354,059	70.0%	118,144,215	91.3%	124,953,172	88.7%	128,091,763	63.9%
2.売上	32,420,894	18.4%	54,275,271	24.2%	8,982,858	6.9%	0	0.0%	64,310,385	32.1%
3.材料売上	17,994,508	10.2%	0	0.0%	0	0.0%	7,772,864	5.5%	1,765,105	0.8%
4.木管売上	11,265,324	6.4%	11,776,730	5.3%	1,979,283	1.5%	8,079,042	5.8%	6,433,005	3.2%
5.雑収入	2,978,861	1.7%	1,258,983	0.5%	288,626	0.2%	0	0.0%	0	0.0%
6.振替材料	5,446,563	3.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
小計	176,626,743	100.0%	222,665,043	100.0%	129,394,982	100.0%	193,763,248	100.0%	251,697,645	100.0%

備考：森織布関係史料所収の決算報告書(各年度版)により作成。

ち「営業損益の部」に含まれる売上高の推移をまとめたものである。データのない33・34年度を除き、4年ごとに合計を出し、その内訳を示した。この表から以下の点が指摘できる。

第一に、すべての年度で加工賃が売上高合計の大半を占めている。加工賃とは、言うまでもなく東洋紡からの委託加工収入である。特に48年度が7951万円と最多（3か月しかない昭和29年度は除く、以下同じ）で、最少は50年度の1938万円である。4年ごとの合計に占める加工賃の割合を見ると、昭和29-32年度の62%から35-38年度は70%、39-42年度は75%、43-46年度は89%と上昇し、47-50年度は64%に下がっている。

第二に、次に多いのが「売上」である。年度によってばらつきがあるが、最も多いのが50年度であり、加工賃を上回っているのは昭和29・30年度と50年度である。実は「売上」のうち29・30年度の方は、東洋紡から引き渡された原料糸で製織した製品の一部が不適格とされ、買い取りになり、それを製品として森織布が販売したものによる収入だと考えられる（森弘光氏のご教示による）。30年代初めから40年代初めにかけてのものも同様であろう。しかし、昭和49-50年度の「売上」は、東洋紡からの委託減少のため森織布が自ら材料を仕入れ、製織し製品を販売した収入と見られる（同前）。なお、「木管売上」とあるのは、原料糸を引き渡された際に原糸を巻いてある木製の軸を買い取るようになっており、それをリサイクルのため売却した際の収入である。（坂野峻也）

**製造原価の内訳と変化** 次に、決算報告書に含まれている製造原価報告書の記載内容を整理した表4-2から、毎年度の製造費用の動きを見る。製造原価報告書では、製造費用が、材料費・労務費・経費の三つに大別されている。三つの区分に含まれる各科目の詳細については割愛し、ここではこの三つの内訳の変化について分析する。

第一に、材料費の割合を見ると、一部の年を除いて数%と低いことがわかる。これは、森織布が東洋紡の賃織を行っていたためであることは言うまでもない。昭和29・30年度や35・36、46、49・50年度などが例外的に高い割合

戦後の和泉市域における綿スフ織物業の経営史的分析

だが、このうち30年代のものは、製品の品質が東洋紡の基準に達しなかったため買い取りとなったことによるものと考えられる。他方、後者は東洋紡か

表4-2 製造原価の推移（昭和29—50年度）

年度	昭和29年度	30	31	32	29-32
材料費	6,151,828	17,994,508	403,140	2,871,582	27,421,058
	38	43	1	7	20
労務費	3,462,979	12,476,434	16,174,321	15,130,806	47,244,540
	22	30	42	37	34
経 費	6,370,317	11,804,258	22,144,175	22,592,643	62,911,393
	40	28	57	56	46
総製造費用	15,985,124	42,275,200	38,721,636	40,595,031	137,576,991
年度	35	36	37	38	35-38
材料費	18,266,161	6,654,764	933,196	376,500	26,230,621
	25	14	3	1	14
労務費	18,340,608	18,411,195	17,977,768	17,277,294	72,006,865
	25	38	50	47	37
経 費	35,667,889	23,273,230	17,131,458	19,121,188	95,193,765
	49	48	48	52	49
総製造費用	72,274,658	48,339,189	36,042,422	36,774,982	193,431,251
年度	39	40	41	42	39-42
材料費	204,045	1,515,330	910,017	296,895	2,926,287
	1	4	2	1	2
労務費	20,554,605	20,725,229	19,026,186	17,529,976	77,835,996
	55	50	52	49	51
経 費	16,739,312	19,172,242	16,708,299	18,154,533	70,774,386
	45	46	46	50	47
総製造費用	37,497,962	41,412,801	36,644,502	35,981,404	151,536,669
年度	43	44	45	46	43-46
材料費	338,000	2,997,480	2,635,000	12,592,319	18,562,799
	1	6	6	24	10
労務費	18,116,154	19,649,785	19,511,764	20,663,924	77,941,627
	48	42	42	40	43
経 費	19,552,413	24,656,689	24,030,755	18,449,271	86,689,128
	51	52	52	36	47
総製造費用	38,006,567	47,303,954	46,177,519	51,705,514	183,193,554
年度	47	48	49	50	47-50
材料費	4,578,400	2,872,620	17,416,135	23,561,420	48,428,575
	10	5	27	36	21
労務費	21,688,155	27,842,908	25,655,375	21,858,008	97,044,446
	49	48	40	34	42
経 費	17,747,491	26,868,092	21,228,301	19,147,565	84,991,449
	40	47	33	30	37
総製造費用	44,014,046	57,583,620	64,299,811	64,566,993	230,464,470

備考：森織布の決算報告書（各年度版）により作成。上段が金額、下段は割合（％）を示す。  
 昭和29年度は3か月分の数値である（この年度に株式会社化したため）。  
 33・34年度はデータがないため除外し、残りの年度を4年度ずつに区切り、各費用を合計し、4年度分合計に対する割合を算出した。  
 昭和31年度、三種類に区分されている修繕費は、29・30年度ではひとまとめになっている。保険料や諸税公課、地代、減価償却費が29・30年度で見あたらないのは、記載不備が原因か未詳。  
 昭和35～38年度は、検査料・運送費・梱包費が一般管理費・販売費に分類されているが、他の年度と合わせるため、製造原価のほうに分類しなおした。

らの委託加工注文の減少に伴って、森織布が自ら材料購入を行い、製織と販売を行ったことによるものと見られる。

第二に、労務費を見ると、おおむね40～50%程度であるが、昭和37～41年度にその割合が最も高く、42年度以降は低下していることがわかる。昭和30年代は従業員の数が最も多かった時期であり、そのために人件費の比率が高

表4-3 販売費及び一般管理費（昭和29—50年度）

科目	昭和29-32年度		昭和35-38年度		昭和39-42年度		昭和43-46年度		昭和47-50年度	
	合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合
1.役員報酬	4,475,980	33.1%	10,580,000	44.3%	15,055,981	40.3%	25,635,982	41.9%	40,691,963	41.3%
2.給料手当	4,868,988	36.0%	7,270,211	30.5%	12,139,200	32.5%	19,409,411	31.7%	31,548,612	32.0%
3.賞与	235,000	1.7%	0	0.0%	235,000	0.6%	235,000	0.4%	470,000	0.5%
4.事務用品費	110,067	0.8%	97,904	0.4%	207,971	0.6%	305,875	0.5%	513,846	0.5%
5.通信費	550,688	4.1%	557,406	2.3%	1,108,094	3.0%	1,665,500	2.7%	2,773,594	2.8%
6.旅費交通費	384,868	2.8%	1,097,453	4.6%	1,482,321	4.0%	2,579,774	4.2%	4,062,095	4.1%
7.接待交際費	1,580,291	11.7%	1,830,058	7.7%	3,410,349	9.1%	5,240,407	8.6%	8,650,757	8.8%
8.諸会費	345,865	2.6%	466,725	2.0%	812,590	2.2%	1,279,315	2.1%	2,091,905	2.1%
9.手数料	469,445	3.5%	733,248	3.1%	1,202,693	3.2%	1,935,941	3.2%	3,138,634	3.2%
10.雑費	79,759	0.6%	645,762	2.7%	725,521	1.9%	1,371,283	2.2%	2,096,804	2.1%
11.募集費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
12.図書印刷費	217,340	1.6%	347,468	1.5%	564,808	1.5%	912,276	1.5%	1,477,084	1.5%
13.寄附金	154,509	1.1%	242,000	1.0%	396,509	1.1%	638,509	1.0%	1,035,018	1.0%
14.創業費	34,120	0.3%	0	0.0%	34,120	0.1%	34,120	0.1%	68,240	0.1%
小計	13,506,920	100.0%	23,868,235	100.0%	37,375,157	100.0%	61,243,394	100.0%	98,618,553	100.0%

備考：森織布関係史料所収の決算報告書（各年度版）により作成。

表4-4 営業利益・損失と経常利益・損失の推移（昭和29—50年度）

項目	昭和29年度	30	31	32	合計
営業利益／損失	△178,741	20,384,652	6,372,509	△752,833	5,461,971
経常利益／損失	△97,269	△4,072,074	5,886,067	167,264	1,883,988
項目	35	36	37	38	合計
営業利益／損失	6,608,890	△931,237	△6,780,105	137,922	△964,530
経常利益／損失					
項目	39	40	41	42	合計
営業利益／損失	6,563,701	△6,307,253	△4,377,525	△2,788,063	△6,909,140
経常利益／損失		△6,198,140	△3,545,453	△3,518,897	△10,071,582
項目	43	44	45	46	合計
営業利益／損失	3,124,202	3,697,216	△1,370,854	△9,559,286	△4,108,722
経常利益／損失	1,813,066	1,690,958	△2,688,522	△12,706,053	△11,890,551
項目	47	48	49	50	合計
営業利益／損失	△2,184,992	11,107,966	△20,380,429	△9,561,325	△21,018,780
経常利益／損失	△3,535,215	9,664,417	△21,024,182	△12,092,452	△26,987,432

備考：森織布関係史料所収の決算報告書（各年度版）により作成。

まったものと思われる。

第三に、「経費」の割合は、おおむね40～50%程度だが、昭和31年の割合が最も高く、31～38年度と、42～45年度が高めである。

第四に、4年度ずつに区切った時期ごとの特徴を見ていくと、次のようになる。まず昭和29～32年度では、材料費は30年度38%、31年度43%と高いが、その後は下がり、逆に労務費と経費は、33年度以降にその割合を高めた。35～38年度には、材料費は徐々に下がり、労務費は反対に上がっている。他方、「経費」は50%前後でほぼ一定である。39～42年度には、材料費は数%に低下し、労務費と経費もほぼ50%前後で安定している。43～46年度は、材料費が徐々に上昇し、労務費・経費は逆に低下している。47～50年度は、48年度から49年度にかけて材料費が急増し、全体の3分の1を超え、そのため労務費・経費は減少し、三つの区分がそれぞれ30%台になった。

さらに各区分の詳しい内容を、ここでは割愛した製造原価報告書の内容から見ると、例えば昭和40年度は、労務費が50%を占めているが、そのうち最も多いのは当然ながら工賃である。次に多いのが「経費」で46%であるが、その中では、外注工賃が最も多く、減価償却費、機料費、動力費などが続いている。他の年度もだいたい同様である。

表4-3は、森織布株式会社の損益計算書（昭和29～50年度）のうち「営業損益の部」に含まれる販売費及び一般管理費の推移をまとめたものである。ここでは4年ごとに合計を出し、その内訳を示した。この表から以下の点が指摘できる。

すべての年度で役員報酬と給料手当が販売費・一般管理費合計の大半を占めている。役員報酬は森織布の株主でもある5～6人への報酬、給料手当は、事務員の給料である。そのため人件費が、どの年度でも70%前後と大半を占めていたことがわかる。 (乾 亜理)

**収支全体の状況** 表4-4は、森織布の損益計算書から「営業利益／損失」と「経常利益／損失」を抜き出したものである（33-34年度はデータなし）。

第一に、営業損益を見ると昭和29-32年度は黒字であるが、35年度以降は

一貫して赤字であり、赤字幅も広がっている。第二に、経常損益を見ると、35-39年度は数値不明のため29-32年度と40年度以降しかわからない。しかし、傾向はほぼ同様で29-32年度は黒字だが、40年度以降は赤字となっている。より赤字が目立つとはいえ、全体として収支状況は厳しく、特に40年代は毎年赤字が累積する状況に陥っていた状況が窺える。

次に、損益計算書のデータ（本論文では割愛）から、昭和39年度以降の特別損益の状況を見ることで、毎年度の最終的な収支状況を確認しよう。

それによると、第一に、数値がわかる昭和39年度以降、森織布は毎年赤字を繰り返しており、その金額は、毎年1000万円前後で推移したことがわかる。

第二に、特別利益のうち固定資産売却益を見ると、昭和42年度に243万円、46年度に835万円、47年度に1559万円、50年度に749万円の利益が計上されている。これらは、いずれも構造改善事業に伴う織機の売却によるものと見られる。このうち50年度分は、本論文の3-1)で触れた綿工連への売却である。その結果、48年度の当期末処理損失（最終的な赤字）は19万円に縮んだのである。

しかし第三に、49年度には再び2000万円以上に赤字は膨れあがった。

以上から昭和40年代は、ほぼ毎年赤字が累積する状態で、織機の売却益で辛うじて赤字の拡大を抑えていたが、昭和50年前後には、それも難しくなったと言えるだろう。

**小括** 本章で見た経営状況の推移を、前章で述べた点とも関連させながらまとめる。

第一に、前章で見た昭和30年～40年代の会社事業概況説明書では、従業員数、収支状況ともに30年代の好調さ、40年代の苦況を指摘したが、本章でも財務諸表からその点が裏付けられた。大まかに見て、昭和30年代(特に前半)の好調ぶり、40年代に入ってから繊維不況による厳しい経営状態が数字的な根拠をもって具体的に確認できた。

第二に、注目されるのが昭和40年代末の状況である。前章では昭和50年に森織布が新たに3つの会社と委託加工契約を結んでいた事実を指摘した。こ

れは、本章でみたように、長期にわたって森織布の「売上高」の大半を占めていた東洋紡からの加工賃が減少するなかで、求められたものであることがわかる。森織布はこの時期加工賃収入を補うために新たに材料を仕入れ、製品を自前で製織し販売することで一定程度の売上収入を確保するとともに、東洋紡に代わる新たな委託加工契約の相手先を開拓せざるを得なかったのである。

全体として、繊維不況が続くもとで東洋紡も製造拠点を海外（台湾など）に移転させるなか、森織布は厳しい舵取りを余儀なくされたのである。

（牛尾友彦）

## 5. 従業員の状況—「従業員社会保険有資格期間」から

この章では、森織布に残された「従業員社会保険有資格期間」というノートを分析する。このノートは昭和23年（1948）から平成7年（1995）までに森織布に在職したことのある従業員について、その健康保険記号・厚記号・番号・氏名・性別・生年月日・資格取得年月日・喪失年月日を記したものである。このデータをすべて入力し、エクセルの表を作成したところ、ノートに記入してあった従業員は832人にのぼった。そのデータは膨大なので母表はここでは割愛する。男女比では女子が全体の80.2パーセントを占め、平均従業員期間は2.47年とひじょうに短く、採用時の平均年齢は25歳であった。以下、この母表から新規採用・退職・年末在職の人数と平均年齢など必要なデータを抽出して作成した4つの表をもとに分析を進める。昭和20・30・40・50年代における森織布従業員の新規採用・退職・在職状況を年ごとに算出したものである。

**昭和20年代** 昭和20年代は株式会社化する以前の森廣織布の時代である。第一に、20年代は採用人数や平均年齢にばらつきがあるが、採用人数は20～40人程度であり、年末在職者は、ほぼ毎年増え、23年の年末在職者15人が29年には66人と約4倍以上に増加した。第二に、退職者は次の30年代ほど

は多くなく、数人～20人で、30年代と同様、新規採用数よりも退職数が常に下回っていた。第三に、この年代の平均年齢は新規採用・退職・在職とも他の時期と比べて最も低かった。その点では、30年代は最も若い労働者が多く、活気のあった時期だったと言える。第四に、注目されるのが、29年は新規採用が無いことである。29年は森織布が株式会社化した年であるので、会社化の準備として、自発的に採用を控えた可能性がある。以上から、20年代の森織布は、順調に規模を拡大しながら、株式会社化に至ったと言え、その成長ぶりが窺える。 (笠原麻由)

**昭和30年代** 次に昭和30年代について表5-3から見る。まず全体を概括すると、30年の新規採用人数104人が全期間を通して最大であることを筆頭に、30年代の新規採用人数は、どの年もほぼ50人を超えた。しかし、退職数が新規採用数を上回る年が5年あり、年末在職数は、30年の140人をピークとして39年には93人にまで減少している。第二に、30年に注目してみよう。30年は上記のとおり新規採用数が全期間を通して最大である。株式会社化した29年の翌年であることがその理由だと考えられる。30年の年末在職人数は140人と、これも全期間中最大である。30年は森織布の経営史の中で一つの頂点とも言うべき年だったと言えよう。第三に、特に変化が窺える新規採用の平均年齢について見る。30～34年は、27歳から19歳に低下し、逆に35～39年は、23歳から27歳に上昇した。前者からは採用者の若年化が窺えるが、後者からは労働力不足で採用年齢が上昇した状況が窺える。

第四に、新規採用者のその後の平均在職期間を見ると32年、38年を除いて年々短くなっている。30年代で平均在職期間が最も長いのは32年の5.28年であるが、この年度は前年度に続き経営収支が黒字であった。経営の安定度と新規採用者の平均在職期間が対応していると見られるのである。とはいえ、第五に、30年代は退職者も最も多かった時期であり、全体として労働力の流動性がひじょうに高かったといえる。 (磯貝健大)

**昭和40年代** 第一に、この10年の採用人数は、30年代後半から継続して下がり、当初の40人ほどが40年代末には数人となった。そのため年末在職数

も年々減っており、縮小再生産の時期であった。特に49年度は東洋紡の委託加工が減少し、森織布がいったん縮めた負債を再び増大させた年であり、昭和30年以降では初めて採用が0となった。第二に、平均年齢を見ると新規採用では20代後半から、年によっては40歳前後にまで上昇し、若年者の採用が減ったため、退職者も在職者も年齢が急上昇したことがわかる。第三に、しかし40年代採用者のその後の在職期間は2年と短かく、定着

表5-1 昭和20年代における森織布従業員の新規採用・在職・退職状況

年次	新規採用			退職		年末在職	
	人数	平均年齢	その後の平均在職期間	人数	平均年齢	人数	平均年齢
昭和23	22	23	6	4	17	15	25
昭和24	5	21	3	4	23	16	26
昭和25	3	35	4	3	27	18	28
昭和26	45	23	3	8	24	57	25
昭和27	31	25	4	18	25	69	25
昭和28	26	26	3	13	27	76	26
昭和29	-	-	-	11	25	66	28
平均	22.0	25.5	4	8.7	24	45.3	26

備考：「従業員社会保険有資格期間」(森織布関係史料 母屋2-4)により作成。

表5-2 昭和30年代における森織布従業員の新規採用・在職・退職状況

年次	新規採用			退職		年末在職	
	人数	平均年齢	その後の平均在職期間	人数	平均年齢	人数	平均年齢
昭和30	104	27	3	29	25	140	27
昭和31	56	22	3	62	24	131	25
昭和32	51	21	5	58	24	124	24
昭和33	31	20	3	46	26	108	22
昭和34	45	19	2	44	20	109	22
昭和35	63	23	2	45	21	127	23
昭和36	48	22	2	65	21	111	23
昭和37	55	22	2	59	21	107	24
昭和38	75	21	2	48	23	97	24
昭和39	45	27	2	43	22	93	26
平均	57.3	22.4	3	49.9	22.7	114.7	24

備考：「従業員社会保険有資格期間」(森織布関係史料 母屋2-4)により作成。

表5-3 昭和40年代における森織布従業員の新規採用・在職・退職状況

年次	新規採用			退職		年末在職	
	人数	平均年齢	その後の平均在職期間	人数	平均年齢	人数	平均年齢
昭和40	40	27	2	48	27	83	30
昭和41	31	24	1	46	26	63	33
昭和42	16	37	2	26	31	49	36
昭和43	10	27	3	11	31	48	35
昭和44	13	41	3	18	33	44	39
昭和45	7	39	1	12	38	36	41
昭和46	10	33	2	8	37	37	41
昭和47	2	42	3	12	35	25	45
昭和48	4	48	0	7	48	22	46
昭和49	-	-	-	4	45	18	48
平均	13.3	32	2	19.2	35	42.5	39

備考：「従業員社会保険有資格期間」(森織布関係史料 母屋2-4)により作成。

表5-4 昭和50年代における森織布従業員の新規採用・在職・退職状況

年次	新規採用			退職		年末在職	
	人数	平均年齢	その後の平均在職期間	人数	平均年齢	人数	平均年齢
昭和50	4	42	0	7	45	12	51
昭和51	5	51	0	5	49	11	53
昭和52	-	-	-	5	61	7	50
昭和53	4	44	5	1	45	8	50
昭和54	-	-	-	-	-	8	51
昭和55	-	-	-	1	39	7	54
昭和56	3	49	1	-	-	9	53
昭和57	-	-	-	9	53	1	49
昭和58	-	-	-	-	-	1	50
昭和59	-	-	-	-	-	1	51
平均	1.6	47	1.5	4.3	48.7	6.5	51

備考：「従業員社会保険有資格期間」(森織布関係史料 母屋2-4)により作成。

度は低かった。

**昭和50年代** 昭和50年代はほとんど新規採用を行っておらず、採用人数が0の年が半分以上を占めた。また、新規採用者の年齢も、40代以上と高い。さらに50年代は新規採用数を退職数が上回っており、そのため、在職数も昭和52年には10人を割り、織物工場を廃業した59年にはほぼ0となった（1人は経営者である森英博氏）。

昭和52～53年は、森織布がワインダーの仕事を始め、織物生産を縮小した時期でもあり、以上をまとめると昭和50年代は最終的な衰退の時期だったと言える。

**小括** 以上をまとめると、以下のような流れが確認できる。昭和20年代は、株式会社化の準備期間とも言え、順調に森織布が経営規模を拡大した時期であった。そして、株式会社化した29年と最多の新規採用を実施した翌30年、森織布は経営上一つの頂点を迎えた。続く30年代は、最も活気のある時期で、新規採用も多かったが、退職者も多く、労働力の流動性は高かった。40年代に入ると森織布は繊維不況の影響で採用数・在職数を年々減らし、会社の規模は急激に縮小した。そして40年代末の苦境を経て、50年代には、織物業の廃業準備に取りかかった。ワインダーへの切り替えによって、従業員数は数人となり、その高齢化が進むなかで、59年には廃業に至ったのである。  
(西村友希)

## 6. 結論

最後に、本論文で明らかになったことをまとめておこう。

まず、2では森弘光氏の聞きとりから、森織布の経営史の概略をおさえた。その上で3では東洋紡との委託加工契約について検討し、下請け契約としてのその基本的性格を明らかにし、東洋紡との「連携工場」を標榜していた森織布が、実際には東洋紡以外の会社とも賃織の契約を結んでいた事実を指摘した。特に、昭和50年に三つの会社と相次いで契約していた点が注目される。

こうした事実の背後にあった事情を検討するため、4では決算報告書から、森織布の20年以上に及ぶ経営収支の状況を見た。その結果、昭和30年代が比較的好調であったのに対して、40年代は繊維不況の影響でひじょうに困難な経営を強いられたこと、またその過程で織機の更新や売却も行われたが、40年代末には経営的に行き詰まったことが明らかになった。そして5では、以上の経営の推移を、従業員の新規採用・退職などの状況から検討し、30年代の流動的だが勢いのあった状況、40年代、50年代の停滞から低落に至る流れなどを確認することができた。

ここで明らかになった森織布の経営史は、和泉市域の綿スフ織物工場の具体的事例を解明したものとしてそれ自体が意義を持つと考えるが、最後に一つ触れておきたい点がある。

それは、東洋紡の賃織を中心に工場を経営したことは森織布にとって良かったのかという点である。この点について、森弘光氏に端的に質問したところ、「東洋紡の賃織でやってきたことの評価は、簡単に良かったとも悪かったとも言えない」との回答であった。

実は、表4-1と4-4を見ると、一見、加工賃以外の「売上」収入がある年度は比較的収支が良いという特徴がある。しかし、これは本文でも述べたように、東洋紡の基準に合格できなかった製品を買い取り、それを販売したことによる収入であった(40年代末は異なるが)。したがって、ここには森織布の裁量を発揮した売り上げによって収支をプラスにした、という事実はなかったのである。

とはいえ、東洋紡の「連携工場」であったことの最大のメリットは、やはり東洋紡のブランド性である。森織布は、昭和59年の廃業にあたり、かなり多額の負債を森家の財産によって補填した。しかし、この負債は東洋紡というブランドがあったことによって最小限で済んだとも言える。なぜなら、負債が増えつつあった時期に銀行から融資を受ける際、「東洋紡連携工場」であったことがプラスに働いたからである。

以上のように、本論文が明らかにしてきた森織布の経営史は、全体として

予想以上に厳しいものであったが、その評価は、経営者の弘光氏にとっても容易ではない。この点については、さらなる事例研究を通じて検証することが課題となるだろう。(西村友希)

## 註

- 1) 三宅順一郎「泉州綿スフ織物工業」(大阪経済大学中小企業経営研究所所報『経営経済』11号, 1975年)。
- 2) 構造改善事業とは、戦後における繊維製造業に対する産業政策である。佐竹隆幸「戦後繊維産業の変遷と構造改善政策」(『関西学院経済学研究』第20号, 1987年)によると、戦後の繊維産業に対する構造改善は大きく第Ⅰ期～第Ⅴ期に分けられる。第Ⅰ期(～1956年)は、繊維固有の特別立法に基づかないで政策が実施された時期。第Ⅱ期(1956～64年)は、健全な輸出促進を目指し、かつ合理化を図るために施行された「繊維旧法」による設備調整の時期。第Ⅲ期(1964～67年)は、設備登録制撤廃を見越したスクラップ&ビルド方式や新しい設備基準設定による合理化を目指した「繊維新法」による設備調整の時期。第Ⅳ期(1967～74年)は、産業の国際競争力をつけるため構造改善制度を導入し、綿スフなどの特定織物業に対し設備近代化と過剰設備の計画的処理を図って実施された「特織法」による構造改善の時期。第Ⅴ期(1974年～)は、知識集約化を推進し取引関係の改善・指導を図るため施行された「新繊維法」による構造改善の時期。以上の5段階を経て構造改善事業が実施された。
- 3) 佐賀ゼミ6期生ABC班「昭和30～50年代の和泉市内における織屋について―池田下町を事例として―」(『桃山学院大学 学生論集』24号, 2009年)。
- 4) 同上。
- 5) 以下、佐賀ゼミが調査・整理を行った森織布関係史料(和泉市文化財振興課市史担当に寄託)からの引用に際しては、本文中に史料番号を記載する。

[追記] 本論文作成にあたっては、株式会社タイヨウ社長の森弘光さん、和泉市文化財振興課市史担当の森下徹さんをはじめとする皆さんに、たいへんお世話になりました。どうもありがとうございました。